

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 3 年 9 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 3 年 9 月 29 日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件

○条例案

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 3 職員の懲戒に関する条例一部改正の件
- 4 大阪府立学校条例等一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則
(事務の専決及び代決)

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第 7 条 (略)

2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件	<p>国家戦略特別区域法第12条の3第1項の規定により、指定公立国際教育学校等管理法人を指定するもの。</p> <p>指定期間 令和4年1月1日から 令和11年3月31日まで</p> <p>指定する法人 学校法人 大阪YMCA</p>

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件	<p>公務におけるいわゆるフレックスタイム制度を導入するため、職員の申告を経て、任命権者が公務の運営に支障がないと認める場合に週休日及び勤務時間を割り振ることができる旨の規定を追加する。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業及び終業の時刻について、4週間を超えない範囲内で1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振ることができることとする。 ・子の養育又は配偶者等の介護をする職員その他これに類する状況にある職員の始業及び終業の時刻について、週休日の特例を設け、及び勤務時間を割り振ることができることとする。 <p>施行日：令和4年1月1日</p> <p>[関係条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・職員の給与に関する条例 ・職員の育児休業等に関する条例 ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
2	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>国家公務員について、防疫等作業手当の対象業務のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事したときの特殊勤務手当に関する規定が追加されたことに伴い、同趣旨の規定を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱その他の感染症の症状を呈する者に接する業務 <p>1日 580円</p> <p>施行日：公布の日</p>

3	職員の懲戒に関する条例一部改正の件	<p>大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の改正により、盗撮等の卑わいな行為について、公共の場所又は乗物等以外の場所で行われるものについても禁止の対象に含められたことに伴い、非違行為である痴漢行為、盗撮等に係る規定について、同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>
4	大阪府立学校条例等一部改正の件	<p>指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例の制定に伴い、次のとおり所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立学校条例の一部改正 公立国際教育学校等について、大阪府立学校条例の教職員の人事に関する規定の適用を除外する。 ・大阪府個人情報保護条例の一部改正 指定管理者又は公の施設が対象となる規定に指定公立国際教育学校等管理法人又は公立国際教育学校等を追加する。 ・大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正 包括外部監査人が監査することができる対象に、指定公立国際教育学校等管理法人を追加する。 <p>施行日：令和4年1月1日ほか</p>

第17号議案

指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定により、大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校の指定公立国際教育学校等管理法人を次のとおり指定する。

令和3年9月29日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

指 定 期 間	令和4年1月1日から令和11年3月31日まで
指定する法人	住所 大阪市西区土佐堀一丁目5番6号
	名称 学校法人大阪YMCA

大阪府条例第 号

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>4 (週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び前項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。)ごとの期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>5 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>一 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第三条 (略) 2・3 (略)</p>

準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第八条第五項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの。

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの。

（週休日の振替等）

第四条 任命権者は、職員に前条第一項、第三項又は第五項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項から第五項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

第六条の二 任命権者は、職員に關する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第二十一条第五項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項から第五項まで、第四条又は第八条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第九条第二項に規定する休日及び第十条第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (略)

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第八条 任命権者は、第三条第二項から第五項まで又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除

（週休日の振替等）

第四条 任命権者は、職員に前条第一項又は第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

第六条の二 任命権者は、職員に關する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第二十一条第五項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第八条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第九条第二項に規定する休日及び第十条第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 (略)

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第八条 任命権者は、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員

く。以下この項及び次項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。

2-4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。))以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。

2-4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。))以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、

(任命権者等の読替え) 第二十一条 (略)		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(任命権者等の読替え) 第二十一条 (略)		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の支給方法) 第九条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当) 第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項から第五項までの規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>(給料の支給方法) 第九条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当) 第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定により割り振られた一週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>

<p>5 第二項(第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務(勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。)の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(休日勤務手当) 第二十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務時間条例第三条第一項、第三項又は第五項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日が勤務時間条例第三条第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第二十四条の二 管理職員特別勤務手当は、第十条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に当該職員に対して支給する。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>5 第二項(第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務(勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。)の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(休日勤務手当) 第二十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務時間条例第三条第一項又は第三項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日が勤務時間条例第三条第三項及び第四条の規定により定められた週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に当該職員に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第二十四条の二 管理職員特別勤務手当は、第十条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条の規定により定められた週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に当該職員に対して支給する。</p> <p>2 4 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
 第三条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職</p>	<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第三条</p>

員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）
イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。
ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

二 勤務時間条例第三項第四項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

第三項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が割り振られる勤務時間が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。
一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。
二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

（二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第七条 （略） 2―4 （略） 5 勤務時間条例第三条第二項から第五項まで、第四条、第六条の二及び第十條の規定は、第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第七条 （略） 2―4 （略） 5 勤務時間条例第三条第二項及び第三項、第四条、第六条の二並びに第十條の規定は、第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当) 第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による指示がされ、又は同法第六十三条第一項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該指示に係る地域又は警戒区域内において同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(防疫等作業手当) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務に従事した日一日につき二百九十円（前項第一号に規定する業務のうち心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>二 前項第二号に規定する業務 従事した日一日につき三百八十円（著しく危険である業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>三 (略)</p>	<p>(災害応急作業等手当) 第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による勧告若しくは指示がされ、又は同法第六十三条第一項の規定により警戒区域が設定されたときに、職員が、当該勧告若しくは指示に係る地域又は警戒区域内において同法第五十条第一項に規定する災害応急対策の業務に従事したとき。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(防疫等作業手当) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務に従事した日一日につき二百九十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき三百八十円（著しく危険である業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあっては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>三 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第二項第一号の規定は、令和三年四月一日から適用する。

(内 払)

2 新条例を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和三年四月一日以後の分として支給された防疫等作業手当は、新条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。

大阪府条例第 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第一条関係）				別表（第一条関係）			
項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類	（略）	項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
六十三	公共の場所又は乗物における痴漢行為、衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着の盗撮、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所における当該状態にある人の姿態の盗撮等（以下「卑わいな行為」という。）をすること。	（略）	（略）	六十三	公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において痴漢行為、盗撮等をする事。	（略）	（略）
六十四	六十三の項のうち、常習的に卑わいな行為をすること。	（略）	（略）	六十四	六十三の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をする事。	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例等の一部を改正する条例

(大阪府立学校条例の一部改正)

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四節 適用除外（第二十三条）</p> <p>第五章 入学検定料等（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第六章 雑則（第三十条・第三十一条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第五章 入学検定料等（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第六章 雑則（第二十九条）</p> <p>附則</p>
<p>（学校運営のための経費の確保）</p> <p>第八条 校長（大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校（以下「<u>民営学校</u>」という。）の校長を除く。）は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>第四節 適用除外</p> <p>第二十三条 この章の規定は、<u>民営学校</u>には適用しない。</p> <p>第五章（略）</p> <p>第二十四条―第二十九条（略）</p> <p>第六章（略）</p>	<p>（学校運営のための経費の確保）</p> <p>第八条 校長は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第二十三条―第二十八条（略）</p> <p>第六章（略）</p>
<p>（<u>民営学校</u>に対する読替え）</p> <p>第三十条 <u>民営学校</u>に対する第七条第三項及び第十条第二項の規定の適用については、第七条第三項中「<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u>（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五に規定する<u>学校運営協議会</u>（以下「<u>学校運営協議会</u>」という。）」とあるのは「<u>学校教育法施行規則</u>（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条及び第百四条第一項において準用する同令第四十九条第一項の<u>学校評議員</u>（以下「<u>学校評議員</u>」という。）」と、第十条第二項中「<u>学校教育法施行規則</u>（昭和二十二年文部省令第十一号）」とあるのは「<u>学校教育法施行規則</u>」と、「<u>学校運営協議会</u>」とあるのは</p>	

「学校評議員」とする。

第三十一条 (略)

第二十九条 (略)

(大阪府個人情報保護条例の一部改正)

第二条 大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第三十条の二 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第三十条の二 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

第三条 大阪府個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章・第二章 (略) 第三章 (略) 第一節 第三節 (略) 第四節 指定管理者等の特例(第五十三条の三) 第五節 (略) 第四章・第五章 (略) 附則</p>	<p>目次 前文 第一章・第二章 (略) 第三章 (略) 第一節 第三節 (略) 第四節 指定管理者の特例(第五十三条の三) 第五節 (略) 第四章・第五章 (略) 附則</p>

第四十六条 この章の規定は、実施機関及び指定管理者等(指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。))又は指定管理法人(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人で、教育委員会が指定したものをいう。以下同じ。))をいう。以下同

じ。が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

2-5 (略)

第四節 指定管理者等の特例

第五十三条の三 前章(第三十四条の二を除く。)の規定は、指定管理者等による地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設又は指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例(令和三年大阪府条例第四号)第二条に規定する対象学校(以下これを「管理施設」という。)の管理に係る個人情報(当該指定管理者等による第五十三条の三第一項の管理施設(以下「管理施設」という。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)

第六条第一項	実施機関は、個人情報	第四十六条第一項の指定管理者等(以下「指定管理者等」という。)における個人情報(当該指定管理者等による第五十三条の三第一項の管理施設(以下「管理施設」という。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)	について、当該指定管理者等の管理に係る管理施設を所管する実施機関(以下「指定実施機関」という。)は、	(略)	(略)	第六条第二項	実施機関は、	指定管理者等が	(略)	(略)	第六条第三項第一号	府の	指定管理者等の職員のうち管理施設の管理に係る事務を行う	(略)	(略)	第六条第五項	実施機関は、指定実施機関は、指定管理者等が	指定実施機関は、指定管理者等が	(略)	(略)	第七条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分	(略)	(略)	第七条第四項	実施機関	指定管理者等	(略)	(略)	第七条第五項	実施機関は	指定管理者等は
--------	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	-----	-----	--------	--------	---------	-----	-----	-----------	----	-----------------------------	-----	-----	--------	-----------------------	-----------------	-----	-----	--------------------------	-----	-----	--------	------	--------	-----	-----	--------	-------	---------

2-5 (略)

第四節 指定管理者の特例

第五十三条の三 前章(第三十四条の二を除く。)の規定は、指定管理者による地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理に係る個人情報(当該指定管理者等による第五十三条の三の公の施設(以下「公の施設」という。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)

第六条第一項	実施機関は、個人情報	第四十六条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)における個人情報(当該指定管理者による第五十三条の三の公の施設(以下「公の施設」という。)の管理に係るものに限る。以下同じ。)	について、当該指定管理者の管理に係る公の施設を所管する実施機関(以下「指定実施機関」という。)は、	(略)	(略)	第六条第二項	実施機関は、	指定管理者が	(略)	(略)	第六条第三項第一号	府の	指定管理者の職員のうち公の施設の管理に係る事務を行う	(略)	(略)	第六条第五項	実施機関は、	指定実施機関は、指定管理者が	指定実施機関は、指定管理者が	(略)	(略)	第七条第一項	実施機関	指定管理者	(略)	(略)	第七条第四項	実施機関	指定管理者	(略)	(略)	第七条第五項	実施機関は	指定管理者は
--------	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	-----	-----	--------	--------	--------	-----	-----	-----------	----	----------------------------	-----	-----	--------	--------	----------------	----------------	-----	-----	--------	------	-------	-----	-----	--------	------	-------	-----	-----	--------	-------	--------

第八條第一項及び第二項各号列記以外の部分	実施機関は 当該実施機 関内	指定管理者等は 当該指定管理者 等内	(略)	第八條第二項第六号	実施機関内	指定管理者等内	(略)	第八條第三項	実施機関は 実施機関以 外	指定管理者等は 指定実施機関及び 当該指定管理者等 以外	(略)	第八條第四項	実施機関は 実施機関以 外 実施機関の 実施機関の 実施機関	指定管理者等は 指定実施機関及び 当該指定管理者等 以外	(略)	第九條	実施機関	指定管理者等	(略)	第十條第一項	実施機関 以外	当該指定管理者等 以外	(略)	第十條第二項	実施機関	指定管理者等	(略)	第十一條	実施機関の 職員	指定管理者等の職 員のうち管理施設 の管理に係る事務 を行う職員	(略)	第十二條第一項	実施機関に 対し、当該実 施機関が	指定実施機関に對 し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が	(略)	第二十三條第二項	訂正しない	訂正を指定管理者 等に行わせない	(略)	第二十三條第一項	実施機関に 対し、当該実 施機関が	指定実施機関に對 し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が	(略)	第二十六條第一項	一部を訂正 するときは	一部の訂正を指定 管理者等に行わせ るときは	(略)
----------------------	----------------------	--------------------------	-----	-----------	-------	---------	-----	--------	---------------------	---------------------------------------	-----	--------	-----------------------------------------------	---------------------------------------	-----	-----	------	--------	-----	--------	------------	----------------	-----	--------	------	--------	-----	------	-------------	-------------------------------------------	-----	---------	-------------------------	------------------------------------------	-----	----------	-------	---------------------	-----	----------	-------------------------	------------------------------------------	-----	----------	----------------	------------------------------	-----

第八條第一項及び第二項各号列記以外の部分	実施機関は 実施機関内 当該実施機 関以外	指定管理者は 当該指定管理者 以外	(略)	第八條第二項第六号	実施機関	指定管理者	(略)	第八條第三項	実施機関は 実施機関以 外	指定管理者は 指定実施機関及び 当該指定管理者以 外	(略)	第八條第四項	実施機関は 実施機関以 外 実施機関の 実施機関	指定管理者は 指定実施機関及び 当該指定管理者以 外	(略)	第九條、第十條	実施機関	指定管理者	(略)	第十一條	実施機関の 職員	指定管理者の職員 のうち公の施設の 管理に係る事務を 行う職員	(略)	第十二條第一項	実施機関に 対し、当該実 施機関が	指定実施機関に對 し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が	(略)	第二十三條第二項	訂正しない	訂正を指定管理者 等に行わせない	(略)	第二十三條第一項	実施機関に 対し、当該実 施機関が	指定実施機関に對 し、当該指定実施機 関に係る指定管理 者等が	(略)	第二十六條第一項	一部を訂正 するときは	一部の訂正を指定 管理者等に行わせる ときは	(略)
----------------------	--------------------------------	-------------------------	-----	-----------	------	-------	-----	--------	---------------------	-------------------------------------	-----	--------	--------------------------------------	-------------------------------------	-----	---------	------	-------	-----	------	-------------	------------------------------------------	-----	---------	-------------------------	------------------------------------------	-----	----------	-------	---------------------	-----	----------	-------------------------	------------------------------------------	-----	----------	----------------	------------------------------	-----

第二十六条 第二項	(略)	全部を訂正しないとき	全部の訂正を指定管理者等に行わせる とき	(略)
(略)	(略)	個人情報	個人情報を指定管理者等が	(略)
第三十一条 第三項	(略)	実施機関に対し、当該実施機関が	指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が	(略)
第三十一条 第二項	(略)	当該実施機関に	指定管理者等に	(略)
(略)	(略)	をしなければ	を指定管理者等に行わせなければ	(略)
第三十一条 第四第一項	(略)	一部の利用停止をする	一部の利用停止を指定管理者等に行わせる	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十一条 の四第二項	(略)	利用停止をしないとき	利用停止を指定管理者等に行わせないとき	(略)
(略)	(略)	個人情報を	個人情報を指定管理者等が	(略)
第三十二条 第一項	(略)	実施機関に対し、当該実施機関が	指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条 第一項	(略)	処理を行い	処理を指定管理者等に行わせ	(略)
(略)	(略)	処理を行わない	処理を指定管理者等に行わせない	(略)
第四十五条 (略)	(略)	実施機関は、	指定実施機関は、当該指定実施機関に係る指定管理者等が	(略)
第四十六条 第一項	(略)	実施機関及び指定管理者等	指定管理者等	(略)

2 指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規

第二十六条 第二項	(略)	全部を訂正しないとき	全部の訂正を指定管理者等に行わせる とき	(略)
(略)	(略)	個人情報	個人情報を指定管理者等が	(略)
第三十一条 第三項	(略)	実施機関に対し、当該実施機関が	指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が	(略)
第三十一条 第二項	(略)	当該実施機関に	指定管理者等に	(略)
(略)	(略)	をしなければ	を指定管理者等に行わせなければ	(略)
第三十一条 第四第一項	(略)	一部の利用停止をする	一部の利用停止を指定管理者等に行わせる	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十一条 の四第二項	(略)	利用停止をしないとき	利用停止を指定管理者等に行わせないとき	(略)
(略)	(略)	個人情報を	個人情報を指定管理者等が	(略)
第三十二条 第一項	(略)	実施機関に対し、当該実施機関が	指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条 第一項	(略)	処理を行い	処理を指定管理者等に行わせ	(略)
(略)	(略)	処理を行わない	処理を指定管理者等に行わせない	(略)
第四十五条 (略)	(略)	実施機関は、	指定実施機関は、当該指定実施機関に係る指定管理者等が	(略)
第四十六条 第一項	(略)	実施機関及び指定管理者者	指定管理者	(略)

2 指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定

<p>定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報収集、利用又は提供については、前項において準用する第七條第三項第七号若しくは第五項又は第八條第二項第九号若しくは第五項の規定(審議会の意見の聴取に関する部分に限る。)は、適用しない。</p> <p>第五十九條 実施機関の職員若しくは職員であった者、第十條第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者又は指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報や電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報収集、利用又は提供については、前項において準用する第七條第三項第七号若しくは第五項又は第八條第二項第九号若しくは第五項の規定(審議会の意見の聴取に関する部分に限る。)は、適用しない。</p> <p>第五十九條 実施機関の職員若しくは職員であった者、第十條第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者及び指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報や電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

第四條 大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成十一年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(包括外部監査契約に基づく監査) 第二條 (略) 一一五 (略) 六 府が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二條の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの)</p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査) 第二條 (略) 一一五 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二條の規定は、公布の日から施行する。